

Bブロック町会(第一地区)

〈西五町・本町四丁目・本町五丁目〉

災害時の伝言板[171]災害用伝言ダイヤル

大規模な災害が発生した際に、被災地域とその他の地域の間で「声の伝言板」の役割を果たすシステムです。被災地の方々が録音した安否情報などを、その他の地域の親戚や友人が、全国に設置された「災害用伝言ダイヤルセンター」を通じて再生することができます。

伝書の録音・再生は、被災地の自宅の電話番号を使って行います。なお、利用にあたっての事前契約などは不要です。

[171]をダイヤルし、その後、音声案内に従ってダイヤルしてください。

- 録音方法** 171+1+0263+自宅の電話番号
(録音の要点→氏名、健康状態、家族の安否、避難先など)
- 再生方法** 171+2+0263+自宅の電話番号

災害時の対応

- 1 災害が発生したら、まずわが身を守りましょう。倒壊の危険性がある建物に居る場合は、安全な場所へ避難しましょう。
- 2 家族の安否が確認できたら、火の元を確認し、出口を確保し、安全な場所で待機しましょう。
- 3 避難する場合は、消火及び電気ブレーカーのスイッチを切り、戸口に、行く先等を表示し、必要な物をリュック等で背負い、近隣に声を掛け合って、町会一時集合場所まで行きましょう。
- 4 一時集合場所では、自主防災会長や町会長、役員・リーダーの指示にしたがって行動しましょう。

※気象庁では、平成19年10月から「緊急地震速報」の運用を開始し、震度5以上の地震発生が予測される場合、震度4以上の地域について速報されます。こうした情報を有効に活用しましょう。

凡例

- 指定避難所
- 一時集合(避難)場所
- 消防団施設
- 病院・診療所
- 公園・広場
- 警察署・交番
- 郵便局
- 防災倉庫
- 消火栓
- 公衆トイレ・公衆電話
- 自動体外式除細動器
- 自動販売機
- コンビニ店
- 危険箇所・水害時
- 防火水槽・プール等

その他の凡例

- | 名称 | その他施設 |
|----|------------|
| | 掲示板・放送設備 |
| | 重機類等 |
| | トラック(軽・2t) |
| | 井戸水 |
| | 駐車場 |
| | 通学路 |
| | 幅員4m未満道路 |

災害時連絡先

- 松本市役所 34-3000
- 丸の内消防署 35-2411
- 広域消防署 25-0119
- 松本警察署 25-0110
- 大手交番 33-5971
- 中部電力保安協会 32-7517
- 中部電力松本営業所 32-2705
- 松本ガス 25-6060
- 松本上下水道局 48-6800
- 松本市社会福祉協議会 27-2000
- 夜間急病センター 32-2048

